

■相続税計算の基礎

平成 25 年度

相続税・贈与税の大改正(平成 27 年 1 月 1 日～)!!!

～相続税が身近な税になりました!～

【はじめに・・・】

平成 25 年度の税制改正では、現状の経済情勢を踏まえて

①「成長と富の創出の好循環」の実現

⇒デフレを脱却しながら賃金（収益）アップのサイクルを実現

②「社会保障・税一体改革」着実な実施

⇒超高齢社会に必要なお金を工面する

③「震災からの復興の支援」等

以上の 3 つを目的として税制の見直し等が行われています。

○相続税とは・・・

どなたかがお亡くなりになって、一定の金額を超える遺産を残された場合、その遺産を相続もしくは遺贈された相続人等の方が申告・納税しなければならない国税のこと。

* 「遺贈」 遺言に基づいて遺産を取得すること

* 生前贈与を受けている方で相続時精算課税を適用されている方も申告・納税が必要なケースがあります。

Q 相続税がかからない一定の金額って？

A 「遺産に係る基礎控除額（以下「基礎控除」といいます）」

基礎控除が、平成 27 年 1 月 1 日以後に死亡した方（以下、「被相続人」といいます）の相続税の計算上、従来の金額から 40% カットされます。

『例えば・・・』

相続人が配偶者と子供 2 名の合計 3 名の場合

・平成 26 年 12 月 31 日までの基礎控除は

「5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)」

したがって、

$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 8,000 \text{ 万円}$

つまり、遺産等が 8,000 万円を超えなければ、相続税はかからなかったわけです。

ところが・・・、



・平成 25 年度改正で、平成 27 年 1 月 1 日からの
基礎控除額は、

「3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)」に
改められましたので・・・、

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

遺産等が 4,800 万円を超えると相続税の申告と納税が必要に
なる可能性が出てきました。

* 「法定相続人」は民法上の相続人とは異なり、相続税法上の相続人です。

『改正前の基礎控除と比べると・・・』

(相続人 3 名)	改正前 (平成 26 年 12 月 31 日まで)	改正後 (平成 27 年 1 月 1 日以後)
基礎控除額	8,000 万円	4,800 万円
改正前との差額		▲ 3,200 万円
改正前との対比		60%

イメージしてみましょう。

ご自身の資産が不動産で 2,000 万円、不動産以外の資産（預貯金、株式、債券、投資信託等すべて）が 3,000 万円だとしたら・・・

5,000 万円の資産形成はあながち、ないとは言い切れないので
はありませんか？

万が一かかるかもしれない・・・程度の相続税でしたが、
今後は、どこの家族にも他人事ではない税金になります。

一部のマスメディアによれば、首都圏では、相続税の申告が必要
となる方は約 45% 増加するという試算があるようです。

～そういう意味では、相続税は「身近な税」になっています。～

Q 相続税額はどのくらい増えるの？

A 相続人が配偶者と子供 2 名の合計 3 名で

相続税が課税される価格を 1 億 4,800 万円とします。

(改正前 平成 26 年 12 月 31 日まで)

基礎控除額は 8,000 万円 (2 ページの計算のとおり) で
すから、課税遺産総額は

1 億 4,800 万円 - 8,000 万円 = 6,800 万円です。

ここでは、計算過程を省略しますが、税額控除等を一切、
考慮しない相続税総額は最大で 890 万円でした。





《改正後 平成 27 年 1 月 1 日以後》

基礎控除額は 4,800 万円です。

したがって、課税遺産総額は

1 億 4,800 万円 - 4,800 万円 = 1 億円となり、

相続税総額は最大 1,450 万円と算出されます。

実に、最大で 745 万円も増加することになります！

*実際に納税しなければならない税額は、遺産分割に基づく遺産の配分や配偶者の税額軽減等の適用で少なくなることがあります。上記のケースにおいて配偶者が全ての遺産を一人で相続した場合は、改正前、改正後の両方で納税額は「0」となります。ただし、納税額が「0」であっても配偶者の税額軽減の適用を受けするためには、相続税の申告が必要です。

ちなみに・・・

相続人が配偶者と子供 2 名の合計 3 名で

相続税が課税される価格が 5,000 万円のケースでは、

改正前（平成 26 年 12 月 31 日まで）の相続税額は「0」円ですが、改正後（平成 27 年 1 月 1 日以後）は基礎控除が

「4,800 万円」で課税遺産総額が 200 万円と算出され、相続税額は最大で 20 万円となります。

*相続税は税率構造も改正されており、最高税率は 50%から 55%に見直されていますが、資料では変更のない税率での設例としています。

★相続税の試算をご検討の方は当税理士法人まで！